

富加町

第7次行財政改革大綱

令和2～6年度

令和2年3月

富加町

1 これまでの取り組み

本町は、昭和29年7月に富田村・加治田村が合併して「富加村」として誕生し、令和元年7月で65周年を迎えました。先人達が築き上げた歴史・文化を継承しつつ、このまちに生まれ、このまちに育ち、このまちに生きることに限りない誇りと愛着をもって次世代に伝えることができるよう、これまで献身的なまちづくりに努めてきました。

行財政改革の推進については、昭和60年に富加町第1次行財政改革大綱の策定に着手したことに始まり、その後、社会経済情勢などの変遷を踏まえ、5年毎に見直しを行ってきました。

平成27年度から取り組んできた第6次行財政改革大綱では、「住民満足度を重視した行政サービスの向上」、「行政経営の意識」、「持続可能な健全財政の運営」の3つの重点事項に取り組み、一定の成果をあげてきました。

2 さらなる行財政改革の必要性

人口減少社会を見据えた行政運営と持続可能な財政運営

第6次行財政改革大綱や具体的な取り組みをまとめた行財政改革実施計画に基づき行財政改革を推進してきましたが、本町を取り巻く環境は日々大きく変化しています。

人口の減少は、直近10年間において解消されつつありますが、少子高齢化により、令和2年1月末現在の高齢化率は30.31%と依然高い水準であり、社会保障費の増大は顕著であります。

さらに富加町の財政を後押ししていたふるさと納税寄附金も、制度改正により、今後は収入を見込めなくなり、ますます厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

こうした状況を打開するために、必要性が高い事業に重点をおき、限られた資源（ひと・もの・財源）を有効に活用し、地域に埋もれた有能な人材を掘り起こして、住民と行政が協働して、富加町第5次総合計画が掲げる「みんなで創る 誰もが住みよい ちょうどいいまちとみか」の実現に向け、継続して行財政改革に取り組みます。

3 行財政改革の基本方針

目指すべき方向性

第6次行財政改革大綱の取り組み期間は令和元年度をもって終了しますが、富加町で生活を営む一人ひとりが、今後も「住みやすい」、「今後も暮らしたい」と思えるような行政サービスを安定して提供し続け、将来にわたって活力ある自立したまちづくりを進めるため、今回、必要な改革事項の再検討や大綱の見直しを実施し、令和2年度を初年度とする「富加町第7次行財政改革大綱」を策定することとしました。

役場はサービス業であるとの認識のもと、住民の「役場への期待」や「職員への願い」を真摯に受け止め、真の「住民の役に立つ場所」になるべく、行政を経営するといった視点に立ち、住民満足度の更なる向上を目指した行政サービスの提供に向けて、改革に取り組んでいきます。

実施期間

この大綱の実施期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(参考)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第4次	第5次総合計画(前期)				第5次総合計画(後期)				
第6次行財政改革					第7次行財政改革				

4 重点的に取り組む事項

次の事項について、重点的に改革を推進します。

- I 住民のニーズを意識した開かれた行政スタイル
- II 効率的な行政
- III 持続可能な健全財政の運営

5 改革の具体的施策

I 住民のニーズを意識した開かれた行政スタイル

住民満足度の高い行政サービスを提供するには、まず、住民ニーズを的確に把握することが重要です。そのため、様々な手法によって、幅広く意見を収集するとともに、さまざまな面で住民参加を促進し、住民の求めるサービスを追求して住民満足度を重視した行政サービスの向上を目指します。

- (1) タウンミーティング等による広聴活動の拡充
- (2) 女性委員の積極的登用

II 効率的な行政

住民の満足度を充足、重視した行政サービスを行うためには、限られた人材、財源などを効率的、効果的に活用するなど、町を経営する意識に立たなければなりません。

そのため、職員の意識改革や能力向上のための研修に努めるとともに、住民ニーズや社会経済環境に対応するため、組織、施策、事務事業の見直しを行います。

- (1) わかりやすく効率的な組織の構築
- (2) 申請窓口等における手続きの簡素化
- (3) 県域統合型GISの活用
- (4) ごみの分別・出し方の案内の充実
- (5) 働き方改革と人材育成

Ⅲ 持続可能な健全財政の運営

少子高齢化の進行に伴う財政需要の増加や景気の低迷による税収の減少など、厳しい財政状況の中において持続可能な行政経営を進めるには、財政の健全化が極めて重要になります。

そのため、歳出の見直しと積極的な自主財源の確保に取り組み、持続可能な健全財政の運営に努めます。

- (1) 費用対効果や事業の重要性を考慮した予算編成
- (2) 各種補助金、報奨金等の見直しと団体の自立支援
- (3) 公共料金の見直し
- (4) キャッシュレス決済の導入
- (5) 国・県等補助金の積極的な活用
- (6) 町有財産の有効活用
- (7) 自主財源確保のための新たな事業の導入

6 進捗管理

本大綱を確実に推進していくため、係ごとに目標を設定し、年度末に実績を報告して、事務局が集計します。

進捗状況の報告・公表

行財政改革推進会議に毎年度の進捗状況を報告するとともに、広く住民に公表します。

具体的施策などの改善

行財政改革推進会議からの意見や社会状況の変化などにより、取り組み内容に変更が必要な場合は、「実施計画書／進捗管理表」の見直しの中で明記していきます。

大きな方針の転換などについては、「行財政改革推進会議」を開催し、全庁的な意思決定を行います。